

○核融合科学研究所安全監視委員会設置条例

平成二十六年十月十五日条例第五十四号

核融合科学研究所安全監視委員会設置条例をここに公布する。

核融合科学研究所安全監視委員会設置条例

(設置)

第一条 大学共同利用機関法人自然科学研究機構核融合科学研究所（以下「研究所」という。）の周辺における環境を保全し、及び住民の安全を確保するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の七第一項の規定により、岐阜県、多治見市、瑞浪市及び土岐市（以下「関係県市」という。）が共同設置する同法第百三十八条の四第三項に規定する知事の附属機関として、核融合科学研究所安全監視委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第二条 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 研究所の周辺における環境の保全に必要な監視及び測定に関すること。
- 二 研究所における災害及び事故の防止に関すること。
- 三 研究所又はその周辺において発生した大規模災害又は事故への研究所による対応の状況に関すること。
- 四 前三号に掲げるもののほか、研究所の周辺における環境の保全及び住民の安全の確保に関し、委員会が必要と認めること。

(委員の報酬等)

第三条 委員会の委員の報酬の額は、岐阜県各種委員等給与条例（昭和二十三年岐阜県条例第四十八号。以下「委員等給与条例」という。）第二条第二項の規定にかかわらず、日額三万二千円を超えない範囲内において、関係県市の長が協議して定める。

- 2 委員会の委員の費用弁償の額は、委員等給与条例第四条の規定にかかわらず、関係県市の常勤の職員に支給する通勤手当又は旅費の額との権衡を考慮して、関係県市の長が協議して定める。
- 3 前二項の報酬及び費用弁償の支給方法は、委員等給与条例第四条及び第十条の規定にかかわらず、関係県市の長が協議して定める。

(委任)

第四条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、関係県市の長が協議して定める。

附 則

この条例は、平成二十六年十一月一日から施行する。